

相続だより



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター

検索

www.so-sapo.jp

感謝の気持と譲る心の大切さ

遺言のススメ

いつかそのうち・・・なんて考えは危険です。普通家庭でも相続争いになってしまうケースが増えています！
実際にご相談が多いケースと注意点をまとめてみました。

■遺言が必要となるケース

[その1] 普通家庭でも問題発生危険性が・・・

妻から子への相続	離婚されている方	子供のいない夫婦
<p>夫が亡くなった時の相続は問題なく行っても、妻が亡くなり子供達だけが相続する場合に、兄弟姉妹間で争いになる場合があります。</p>	<p>夫が亡くなった時に、全く面識も無く、連絡も取り合っていない以前の配偶者との間の子供と、今の妻と子供達が、相続の協議を行うこととなります。</p>	<p>子供のいない夫婦でどちらかがお亡くなりになると相続人が配偶者に加え兄弟姉妹やその子供達となり、その数だけ手続きが増えて煩雑になります。</p>

[その2] 不動産を持っている方は特に注意が必要です！

現金などの財産は相続人の間で分けることができますが、不動産を分けるというのは難しいものです。ましてや、その不動産の上に同居されている相続人がいる場合、最悪不動産を売却しなければならなくなることも・・・

■比べてください遺言の種類と特徴

公正証書遺言

自筆証書遺言

概要	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	◆公証役場で2人以上の証人の立会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します。	◆全文と日付および氏名を自書し、押印します。 ◆遺言者の死亡後、家庭裁判所の検認手続きが必要です。
長所	◆内容が明確で、証拠力が高く安全確実で、無効になる恐れがほとんどありません。 ◆病気で字が書けなくても、作成できます。 ◆偽造・紛失の心配がありません。	◆いつでも、どこでも作成できます。 ◆誰にも知られずに作成できます。 ◆費用が殆どかかりません。(※参照) ◆直筆なので思いが伝わりやすい。
短所	◆証人(立会人)が必要です。 ◆費用がかかります。 ◆直筆ではないのでなんとなく温かみがない	◆形式の不備や、不明確な内容になりがちで、後日トラブルが起きる可能性があります。 ◆他者による偽造により争いになる場合も・・・ ◆公正証書遺言よりもかえって費用が掛かる場合もあります。※ ◆検認手続きが煩わしいことも。

※「自筆証書遺言」は作成すること自体にはそれほど費用はかかりませんが、いざ、検認を行う際に他の相続人への連絡や、お打ち合わせの際の費用など思わぬ費用がかかってしまう場合があります。相続人の関係や家庭の環境にあわせて、自分にあった遺言のタイプを考えてみてください。まずエンディングノートなどにまとめてみると、本当に伝えたいことがみえてくるはずです。



【新人相談員のつぶやき】

はじめまして、新人相談員のTです。

毎日勉強しながら、相続のお手伝いをさせて頂いております。当センター内ではいくつもの専門用語が飛び交っており、悪戦苦闘の日々を過ごしております。それでも、自分の仕事によって、少しでもお客さまのお役に立てていることを実感できると嬉しくて、一つ一つ精一杯取り組んでおります。

ところで、当センターの相談員が講師をつとめる、相続セミナーに同行させて頂くことがあります。来場される方は女性の方が多いように見受けられます。

先日の新聞記事に掲載されていましたが、平均寿命が長い女性は男性よりも多くの相続に直面する機会が多いようです。妻、母、嫁、娘と立場はさまざまのようですが…。

さて、妻が先立つとその後の夫の平均寿命は、1.5年というデータがあるそうです。ところが、夫が先立ったあとの妻は平均で15年。夫の10倍も生きるそうです。わたくしを含め、世の男性陣にとっては恐ろしいデータですよ。

しかし、近年では相続によるトラブルも増えてきており、残された女性にとって、相続が負担になり始めている傾向があります。



よく『争続』なんていう言葉を目にする機会も多いですが、あるファイナンシャルプランナーによると、相続でもめる典型的なパターンは3つあるそうです。

まず、お子様がいらっしゃらないご夫婦(相続財産が亡くなった方(被相続人)のご兄弟や、甥・姪まで及んでしまう可能性があります)、それと、被相続人がご家族から介護を受けていたケース(誰がどのくらい寄与していたのかで話し合いがされます)、最後に多いのが、財産のほとんどが不動産である(分割が難しい)というケースです。

もちろん、ご家族によってはそれ以外のケースもありますが、そういった相続トラブルを未然に防ぐ方法があるのです。

やはり予防策として、“遺言書”をのこしておくことが、非常に有効です。遺産の分け方はもちろんのこと、のこされたご遺族の方々の相続手続き(銀行口座解約など)がとてもスムーズに進みます。そして何よりもご自身の想いを【付言】という形で遺していくことで、その後のトラブルを回避できる最良の手段です。

わたくしも相続のお手伝いをさせていただくなかで、100人いれば100通りの相続があるのだなというのが実感です。

これからいろいろな案件と向きあうことになると思いますが、できるだけたくさん『爽続』に出会えることを楽しみに、もっともっと勉強をしてお手伝いさせて頂きたいと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

南林間店

リニューアルオープン

店舗名変更に伴い、南林間店のリニューアルを致しました。横浜戸塚店のガーデンも日々進化中☆

是非、お立ち寄りください！

南林間店入口



南林間駅ホームからの眺めも一新！

横浜戸塚店入口



木目調の看板が目印です。

想サポハーブガーデン



夏にはメダカも入居予定です。



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター



www.so-sapo.jp

まずはお気軽にご連絡ください。

無料相談
受付中

0120-3715-40

横浜戸塚店



〒244-0003
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町4812
☎045-435-5010 ☎045-435-5020

南林間店



〒242-0003
神奈川県横浜市大和市林間1-5-7
☎046-278-2411 ☎046-278-2420